

## 「人類精子庫基本標準と技術規範」

### 第1章 人類精子バンク基本標準

...

### 第2章 人類精子バンク技術規範

#### 1条 精子ドナーの基本条件

1. 中国国籍を持つ者
2. 人道に基づく自発的な提供であること
3. 健康検査基準を満たしていること
4. 精液の使用やドナーの権利や義務に関してインフォームドコンセントを得ていること

#### 2条 自精子保存者の基本条件

#### 3条 精子バンクがしてはいけないこと

5. 二人以上の精子の混合

...

#### 4条 精子ドナーのスクリーニングおよび健康検査基準

##### 1. 精子ドナーのスクリーニング

精子ドナーの年齢は 22 歳から 45 歳の間とし、自身や家族の病歴が分かり、医師の関連質問に答え、精子標本を提供することができる者

(以下省略)

## 「人類補助生殖技術と人類精子庫倫理原則」

### 第1章 人類補助生殖技術の倫理原則

(省略)

### 第2章 人類精子バンクの倫理原則

精子バンクが安全かつ効果的、合理的に精子を採取、保存、提供し、個人や家族、子供の権利と福祉を守るために、医療スタッフは以下の倫理原則を順守する。

#### 1条 患者の利益

(1)精子ドナーに厳しい健康診断を実施する。すべての精子標本を使用前に検査し、遺伝性の障害や性感染症を防ぐ。

(2)精子ドナーを募集するための商業的な宣伝活動は禁止。精子バンクは、社会的に認められた啓蒙的な方法で、多くの人々が精子ドナー登録するように模索するべきである。レシピエントの選択権を尊重するため、ドナーの外見を記した完全な記録を保存しておく。

(省略)

## **2条** インフォームドコンセント

### **3条** 子供の保護

(1)医療スタッフは、精子ドナーに、生まれた子供に関して権利も義務も一切生じないことを伝える責任を有する。

(2)包括的な精子提供システムを築く。精子バンクは、生まれてくる子供に、ドナーに関する匿名の医療情報や、血縁関係の情報を提供する義務を有する。

### **4条** 社会財

(1)包括的な精子ドナー管理システムを築く。同一ドナーが異なる施設で提供し、5人より多くの女性の妊娠に寄与することを禁止する。

(2)医学的適応なしに X、Y 染色体を選択することを認めない。

### **5条** プライバシーと守秘義務

(1)精子ドナー、レシピエント夫婦および子供の権利を守るため、ドナーとレシピエントを二重盲検化 (double blind) する。ドナーと ART を提供する医療スタッフを二重盲検化する。ドナーと子供を二重盲検化する。

(2)精子バンクと医療スタッフは、ドナー、レシピエント、子供の機密を守る義務を有する。精子バンクはプライバシー保護が保証されるようなシステムを確立する。凍結精子はコードをつけて使用する。レシピエントの身元は精子バンクによって守秘される。

(3)レシピエント夫婦と ART 医療スタッフは、ドナーの身元を知る権利を持たない。ドナーは子供の身元を知る権利を持たない。

### **6条** 非営利の原則

(1)精子提供は人道主義に基づいて行われる。商業活動は一切禁止するが、賃金補償、交通費、治療費などの実費補償を支払うことは認める。

(2)精子バンクは、衛生部が ART 提供を承認した医療機関に対し、国家資格基準を満たす凍結精子のみ供給することが認められる。

(3)精子の売買は禁止する。精子バンクの精子を商品として扱ってはならない。

(4)精子バンクは金銭的動機のために精子の質を落としてはならない。

### **7条** 倫理審査と監視

(省略)